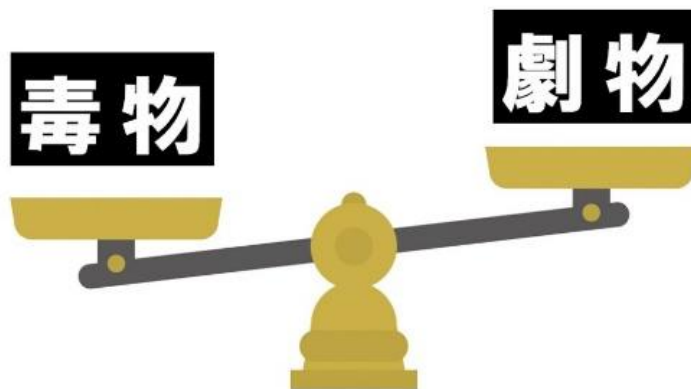


毒物及び劇物取締法の概要について

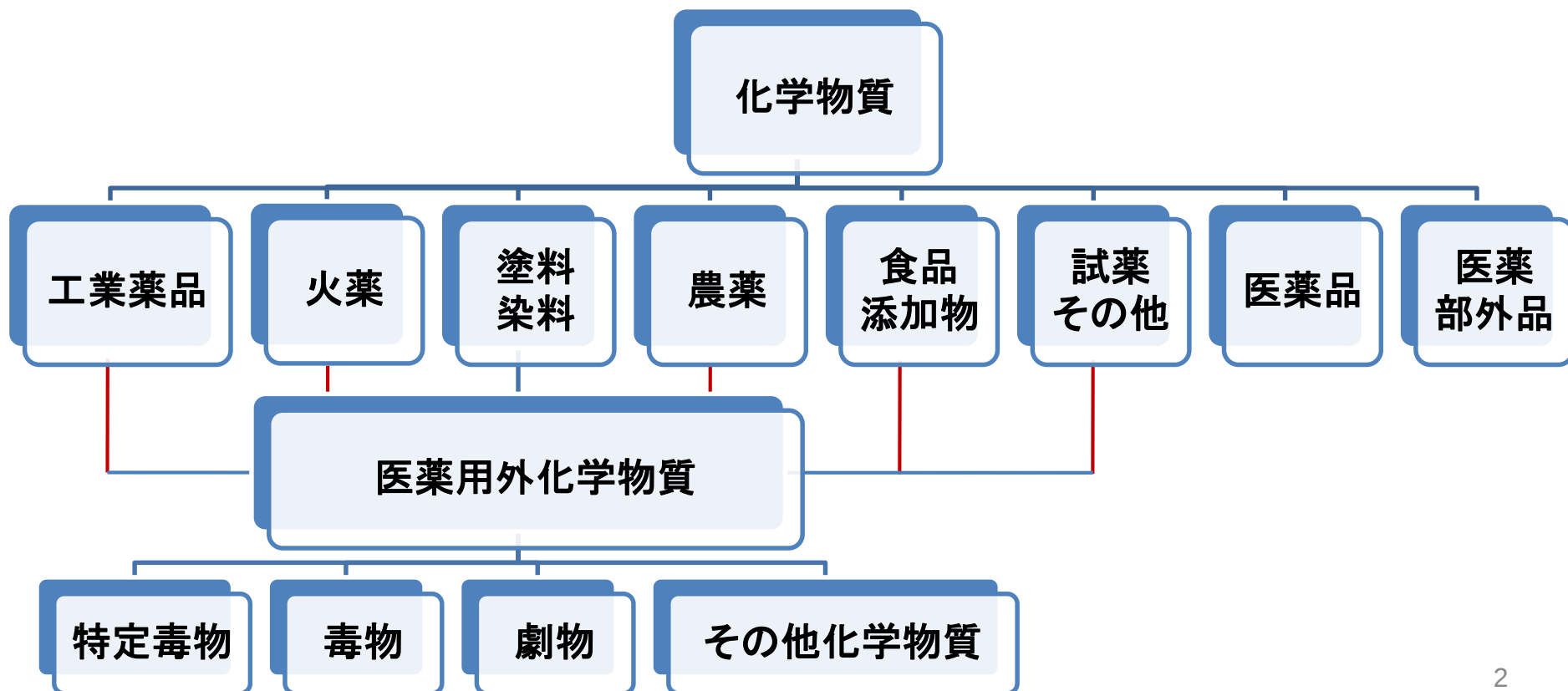
何が危ないのか？



宮 城 県

毒物及び劇物とは

化学物質のうち、医薬用以外のもので
毒性及び劇性が強いもの



●毒物及び劇物取締法の概要

営業の登録(法第4条)

- ・毒物劇物製造業
- ・毒物劇物輸入業
- ・毒物劇物販売業

業務上取扱者の届出
(法第22条)

- ・毒物又は劇物の
運送の事業

業務上取扱者の届出
(法第22条)

- ・電気めっき事業
- ・金属処理を行う事業
- ・しろあり防除を行う事業

毒物劇物取扱責任者の設置(法第7条)

製造所等の構造(施行規則 第4条の4)

営業規制

流通規制

使用規制

毒物劇物の譲渡手続き
(法第14条)
毒物劇物の交付制限
(法第15条)

特定毒物研究者の許可(法
第6条の2)

特定毒物使用者の指定
(施行令第11, 16, 22,
28条)

保健衛生上の危害防止措置(法第11, 12条)
事故時の措置(法第16条の2, 第22条)

◎許可・登録が必要な毒物劇物取扱者

営業の登録(法第4条)

- 毒物劇物製造業
- 毒物劇物輸入業
- 毒物劇物販売業
 - 一般販売業
 - 農業用品目販売業
 - 特定品目販売業

製造(小分けを含む)、製剤の輸入を行う場合
→ 都道府県知事の登録

販売業
→ 都道府県知事の登録(営業所が保健所
設置政令市又は特別区にある場合は, 市長
又は区長)

特定毒物研究者の許可(法第6条の2)

特定毒物使用者の指定(施行令第11条, 16条, 22条, 28条)

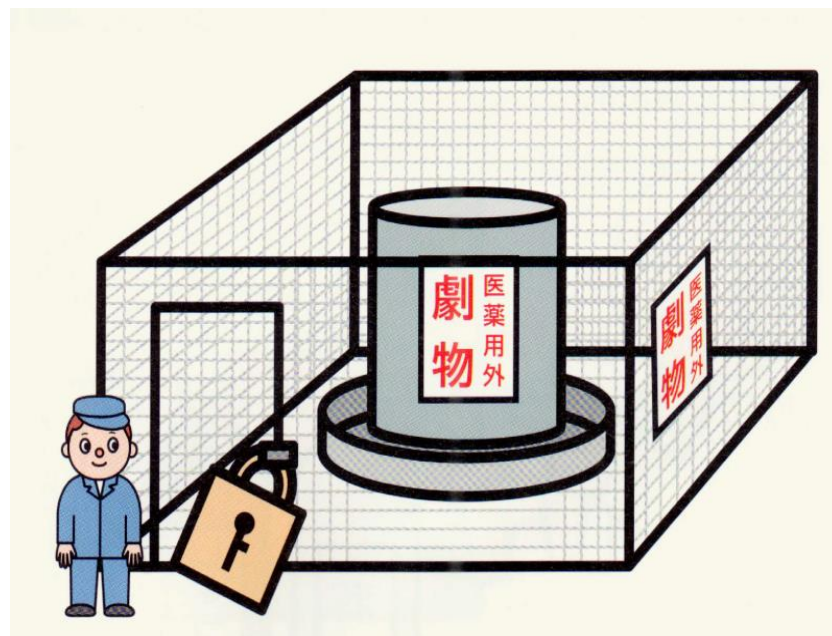
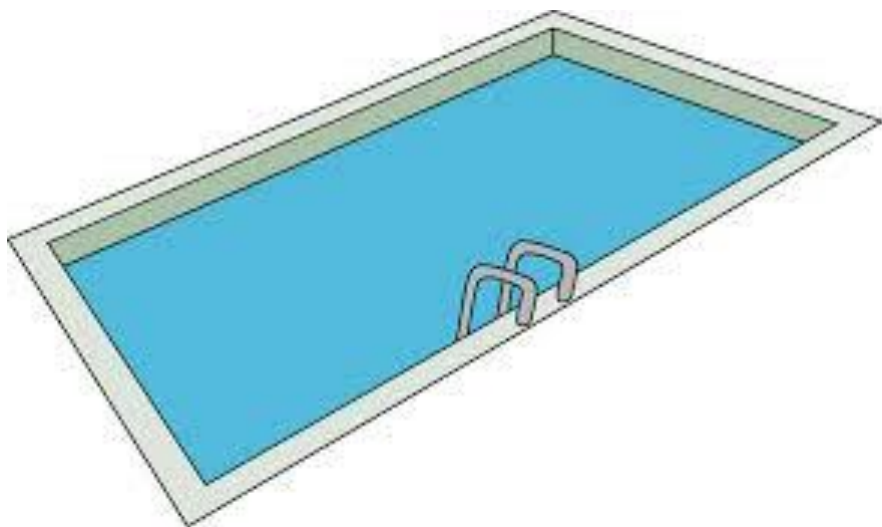
●販売業店舗の設備（施行規則第4条の4）①

- 毒物又は劇物の貯蔵設備は、次に定めるところに適合するものであること。
- 毒物又は劇物とその他の物とを区分して貯蔵できるものであること。
- 毒物又は劇物を貯蔵するタンク，ドラム缶，その他の容器は，毒物又は劇物が飛散し，地下にしみ込み，又は流れ出るおそれのないものであること。



●販売業店舗の設備（施行規則第4条の4）②

- 毒物又は劇物の貯蔵設備は，次に定めるところに適合するものであること。
- 貯水池その他容器を用いないで毒物又は劇物を貯蔵する設備は，飛散し，地下にしみ込み，又は流れ出るおそれのないものであること。



●販売業店舗の設備（施行規則第4条の4）③

- 毒物又は劇物の貯蔵設備は，次に定めるところに適合するものであること。
- 毒物又は劇物を貯蔵する場所にかぎをかける設備があること。ただし，その場所が性質上かぎをかけることができないものであるときは，その限りでない。
- 毒物又は劇物を陳列する場所にかぎをかける設備があること。



●販売業店舗の設備（施行規則第4条の4）④

- 毒物又は劇物の貯蔵設備は、次に定めるところに適合するものであること。
 - 毒物又は劇物を貯蔵する設備が性質上かぎをかけることができないものであるときは、その周囲に堅固なさくが設けてあること。



毒劇物を用いた事件例

- H10 和歌山：カレー砒素混入事件
- H11 新 潟：アジ化ナトリウム混入事件



毒物劇物取扱責任者(法第7条)

- 毒物劇物取扱責任者とは

毒物劇物の製造・販売・貯蔵・運搬等実際の取扱いの過程における安全確保について責任を有する技術者

⇒毒物劇物営業者(届の必要な毒物劇物業務上取扱者)は製造所・営業所ごとに専任で設置しなければならない。

- 取扱責任者の資格要件(法8条)

- ・薬剤師
- ・厚生労働省令で定める学校で、応用化学に関する学科を修了した者
- ・都道府県知事が行う毒物劇物取扱者試験に合格した者

毒物劇物取扱責任者（法第8条）



- **取扱責任者となることができない者**

- ・十八歳未満の者
- ・精神の機能の障害により毒物劇物取扱責任者の業務を適正に行うに当たって必要な認知，判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
- ・麻薬，大麻，あへん，覚せい剤の中毒者
- ・毒物若しくは劇物又は薬事に関する罪を犯し，罰金以上の刑に処せられ，その執行を終わり，又は執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過していない者



毒物，劇物の取扱い(法第11条)①

(1) 毒物劇物の保管

毒物劇物が**盗まれたり紛失しないよう**に厳重に管理して下さい。

- ・ 保管場所は、鍵のかかる丈夫なものにする
- ・ 鍵は管理者が責任を持って保管する。
- ・ 毒物劇物は他のものと区別して保管する。
- ・ 紛失等の防止のため、保管している種類数量等を常に把握しておく。
- ・ タンク等で屋外に保管する場合は、人が入り込まないように堅固な柵を設ける。



毒物，劇物の取扱い(法第11条)②

(2) 毒物劇物の取扱い(その1)

毒物劇物が**事業所の外に飛散したり，流れ出たりしないよう**に
して下さい。

- ・ 貯蔵する容器やタンクは漏れたり浸みでないものにする。
- ・ 毒物劇物が地下に浸みこまないように，床はコンクリート 等にする。
- ・ 毒物劇物が周りに流れ出ないように周囲に防液堤を設ける。
- ・ 間違って口に入ることがないように，**飲食用の容器は絶対に使わない。**



毒物，劇物の取扱い(法第11条)③

(2) 毒物劇物の取扱い(その2)

毒物劇物を運搬する場合は、飛散したり、流れ出たりしないようにして下さい。

- 毒物劇物が転倒，落下しないように，ロープ等でしっかり固定する。
- 特定の毒物劇物については，運搬の方法に係る基準が定められています。

～基準の例～

- 防毒マスク，ゴム手袋等保護具を2人以上備える。
- 毒物劇物の名称・成分・応急措置等を記載した書面を備える。
- 黒地に白字で「毒」の標識を備える。

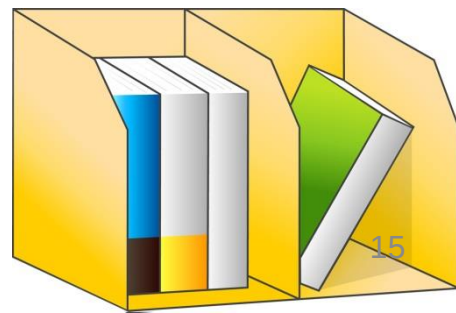


●毒物劇物危害防止規定

昭和50年7月31日付け 薬発第668号 厚生省薬務局長通知

- **毒物劇物取扱責任者**がその業務を円滑に遂行できるよう、常時、当該製造所等に勤務し、かつ、適切な権限を有する者を毒物劇物取扱責任者として指名すると共に、当該製造所等に係る**毒物劇物危害防止規定**を作成し、当該製造所等における毒物及び劇物の管理、責任体制を明確にするよう毒物劇物営業者等を指導すること。

参考：昭和50年11月6日付け薬安第80号・薬監第134号
厚生省薬務局安全課長・監視指導課長連名通知



毒物劇物危害防止規定の記載内容

- 目的
- 取扱う毒物劇物の種類
- 管理責任体制
- 販売従事者等の遵守事項
- 在庫管理の方法(受払帳簿の作成)
- 設備等の点検・整備・補修の方法
- 教育及び訓練
- 事故の際の届出(緊急時の連絡体制の整備)
- 事故の際の応急措置
- 事故の調査及び再発防止



毒物，劇物の表示（法第12条）①

- 容器への表示

毒物又は劇物の容器には「医薬用外」の文字

毒物は、赤地に白色を持って
劇物は、白地に赤色を持って
の表示をしなければならない。



※別な容器に移し替えた時も必ず表示が必要

※間違いを起こさないよう名称も記載する

毒物，劇物の表示（法第12条）②

- 貯蔵場所の表示

毒物又は劇物の貯蔵場所には「医薬用外」の文字

毒物には **毒 物** の文字

劇物には **劇 物** の文字

を表示をしなければならない。



◎毒物，劇物の購入（譲渡手続き）（法第14条）

- 譲受人から次の事項を記載，押印した書面の提出が無ければ，毒物劇物を販売又は授与することはできません。

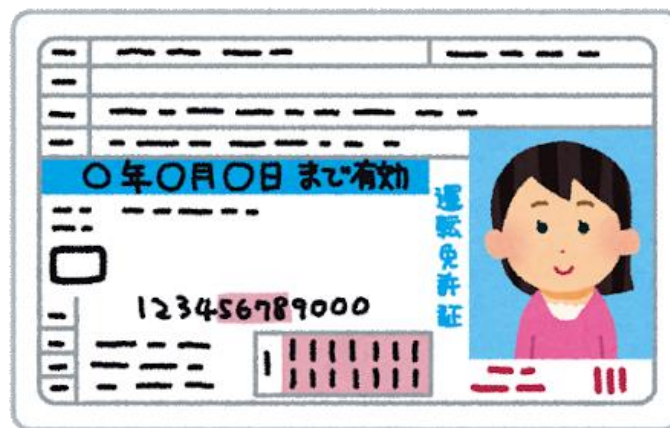
毒物及び劇物譲受証		
毒物又は劇物	名称	水酸化ナトリウム
	数量	500g × 2本
販売又は授与の年月日	令和元年9月2日	
譲受人（法人にあっては名称及び主たる事務所の所在地）	氏名	宮城 太郎  印
	職業	公務員
	住所	仙台市青葉区本町3-8-1
備考		

●毒物，劇物の交付制限（法第15条）①

□毒物又は劇物を次に掲げる者に交付してはならない。

- 十八歳未満の者

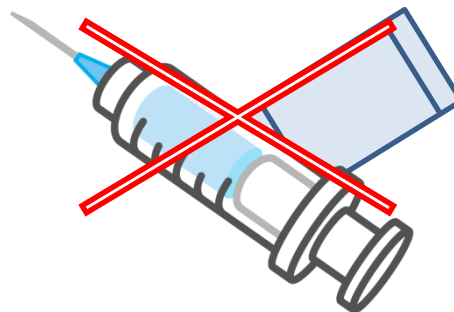
譲受者の代理人だとしても十八歳未満の者には渡せない。



●毒物，劇物の交付制限(法第15条)②

□毒物又は劇物を次に掲げる者に交付してはならない。

- 精神の機能の障害により毒劇物による保健衛生上の危害の防止を適切に行うに当って必要な認知，判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
- 麻薬，大麻，あへん及び覚せい剤中毒の者



●毒物，劇物の交付制限(法第15条)③

平成11年1月13日付け医薬発第34号厚生省医薬安全局長通知

- ① 身分証等により譲受人の身元について十分確認を行うこと。
- ② 毒劇物の使用目的及び使用量が適切なものであるかについて十分確認を行うこと。
- ③ 譲受人の言動その他から使用目的に不審がある者，使用目的があいまいな者等安全な取扱いに不安があると認められる者に対しては交付しないこと。
- ④ この種の譲受人に係る不審な動向については速やかに警察に通報すること。



●毒物，劇物の交付制限(法第15条)④

平成17年11月14日付け薬食審査発1114001号，薬食監麻発第1114001号 厚生労働省医薬局審査管理課長，監視指導・麻薬対策課長通知

⑤家庭用劇物以外の毒物劇物の一般消費者への販売等を自粛すること。





毒物，劇物の交付制限(法第15条)⑤

氏名及び住所を運転免許証，国民健康保険被保険者証等で交付を受ける者を確認した後でなければ，引火性，発火性又は爆発性のある毒物又は劇物であって政令で定める物を交付してはならない。





毒物，劇物の交付制限(法第15条)⑥

引火性，発火性又は爆発性のある毒物又は劇物であって政令で定める物

- 亜塩素酸ナトリウム及びこれを含有する製剤（亜塩素酸ナトリウム30%以上を含有するものに限る。）
- 塩素酸塩類及びこれを含有する製剤（塩素酸塩類35%以上を含有するものに限る。）
- ナトリウム
- ピクリン酸





毒物，劇物の交付制限(法第15条)⑦

引火性，発火性又は爆発性のある毒物又は劇物であって政令で定める物を交付する際，氏名及び住所を運転免許証，国民健康保険被保険者証等で交付を受ける者を確認したときは，厚生労働省令の定めるところにより，その確認に関する事項を記載し，最終の記載をした日から5年間保存しななければならない。



交付した劇物の名称：塩素酸ナトリウム50%（〇〇〇粒剤）			
交付 年月日	交付を受けた者		備考 (確認した身分証の種類)
	氏名	住所	
R1.11.8	宮城花子	仙台市青葉区本町3－8－1	運転免許証

◎事故時の措置(法第16条の2,第22条)

- ①飛散し、漏れ、流れ出、しみ出、又は地下にしみ込んだ場合において、不特定又は多数の者について保健衛生上の危害が生ずるおそれがあるとき



保健所，警察署，消防機関のいずれか

- ②盗難又は紛失したとき



警察署

事故をおこさないために！

【漏えい・流出等の防止】

漏えい・流出等の事故の主な原因

◎ 設備の老朽化

配管のパッキンの劣化、FRP製タンクの劣化 など

◎ 機械の操作ミス

排水処理の機械操作を誤り苛性ソーダがオーバーフロー など

◎ 通常と異なる作業

停電によりタンクの排出ポンプが停止し、硫酸がオーバーフロー など

事故をおこさないために！

【盗難・紛失の防止】

盗難・紛失の事故の原因

◎ 数の管理が行われていない

販売業者から配送業者へ引き渡す過程で、水酸化ナトリウムが不足していた など

◎ 保管場所の施錠管理の不備

年末年始の休業中に、事務所内に元従業員が侵入し、毒物劇物保管庫から毒物劇物を盗んだ など

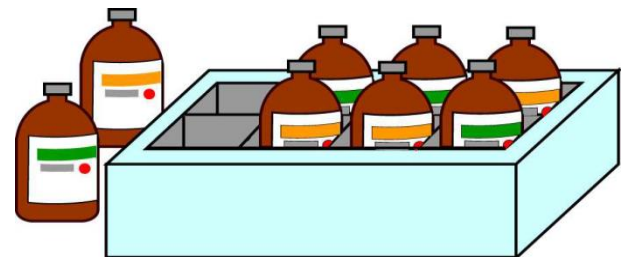
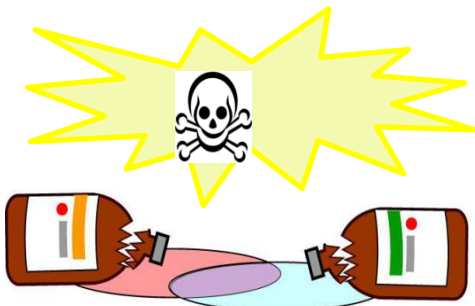
◎ 運搬中の事故

固形の水酸化ナトリウムをトレーラーで運搬中、数袋を落下させた など

震災・事故に備えて

地震の際の事故の未然防止や被害を最小にするため、毒物劇物の安全対策を講じてください。

- ・保管庫（棚）が倒れないよう壁や床に固定する。
- ・毒物劇物が転倒落下しないような設備を設ける。
- ・事故等の発生に備え、緊急連絡体制、応急措置等を定めた「**毒物劇物危害防止規定**」を作成し、日ごろから従業員等の教育・訓練を実施する。



保健所の立入検査でよくある指導事項①

○譲受書の記載漏れ

日付け, 職業等の記載漏れが多く見受けられますので注意してください。

○毒物劇物の陳列・保管設備に係る指導事項

- 普通物(毒物劇物以外のもの)と同じ保管設備で保管しないこと
- 必要時以外は, 常に施錠し管理すること
- 「医薬用外毒物」, 「医薬用外劇物」の表示を保管設備にすること

保健所の立入検査でよくある指導事項②

○SDSの整備について

自身の取り扱っている毒物劇物について、製造者からSDSを取り寄せ性質や事故時の応急措置等について、購入者に示せるようにしておく。

- 毒物又劇物の情報提供（施行令第40条の9条）
 - ・ 譲受人に対し、当該毒物又は劇物の性状及び取扱いに関する情報を提供しなければならない。
- （参考通知 平成12年11月20日 医薬発第1143号 厚生省医薬安全局長 通知）

化学物質に関する情報の提供 ③ー2

(法第16条、令第40条の9、規則第13条の10、同第13条の11、同第13条の12)

毒物劇物営業者は、毒物劇物を販売・授与するときは、その時まで、譲受人に対し、当該毒物劇物の性状及び取扱いに関する情報を提供しなければならない。

なお、提供している情報に変更があった場合も、速やかに提供するように努める。

(1) 情報提供の方法 : 邦文で提供

① 文書の交付 ② 磁気ディスクの交付 ③ その他の方法(インターネットHP)

(2) **提供する情報の内容** : 安全データシート(SDS)

SDS提供のイメージ



・ MSDS ⇒ SDS へ呼称変更(H24.3.25)

ただし、次の場合は、譲受人に対する毒物劇物営業者からの、情報提供は不要。

(1) 既に当該毒物劇物の性状及び取扱いに関する情報の提供をしている場合

(2) 厚生労働省令で定める次の場合

① 1回につき200mg以下の劇物を販売・授与する場合

② 劇物に該当する塩化水素又は硫酸を含有する液体の住宅用の洗剤、あるいは、DDVPを含有する衣料用の防虫剤を、主として生活の用に供する一般消費者に対して販売・授与する場合

1 化学品名及び会社情報

製品名	塩酸
製品コード	089-09331
CAS No	7647-01-0
化学式	HCl
製造者	〇〇工業株式会社 大阪市東区△△町四丁目3番2号 電話:06-0123-3456 FAX番号:06-0123-3489
供給者	〇〇工業株式会社 大阪市東区△△町四丁目3番2号 電話:06-0123-3456 FAX番号:06-0123-3489
緊急連絡電話番号	試薬営業本部 06-0123-7890
推奨用途及び使用上の制限	



2. 危険有害性の要約

GHS分類

物質又は混合物の分類

金属腐食性物質	区分1
急性毒性(経口)	区分3
急性毒性-吸入(蒸気)	区分4
皮膚腐食性／刺激性	区分1 A
眼に対する重篤な損傷性／眼刺激性	区分1
呼吸器感作性	区分1
特定標的臓器毒性(単回暴露)	区分1
区分1 呼吸器系	
特定標的臓器毒性(反復暴露)	区分1

.....

※ GHSに対応するSDSには、以下の項目が含まれる。

1. 化学品及び会社情報
2. 危険有害性の要約
3. 組成及び成分情報
4. 応急措置
5. 火災時の措置
6. 漏出時の措置
7. 取扱い及び保管上の注意
8. ばく露防止及び保護措置
9. 物理的及び化学的性質
10. 安定性及び反応性
11. 有害性情報
12. 環境影響情報
13. 廃棄上の注意
14. 輸送上の注意
15. 適用法令
16. その他の情報

保健所の立入検査でよくある指導事項④

○危害防止規定の整備について

宮城県薬務課のホームページ

(<http://www.pref.miyagi.jp/uploaded/attachment/54040.pdf>)

作成例が示してありますので、参考に作成してください。



厚生労働省ウェブサイトについて

毒劇物の安全対策

<https://www.nihs.go.jp/mhlw/chemical/doku/dokuindex.html>

- 毒物及び劇物取締法について
- 規制の概要・法令・通知
- 毒物劇物に関する事故情報（事故事例）
- 規定モデル・パンフレット等

危害防止規程のモデルや作成のためのチェックリストもあり、とても有用なサイトです。

毒劇物の安全対策

毒物および劇物取締法について

毒物及び劇物取締法は、日常流通する有用な化学物質のうち、主として急性毒性による健康被害が発生するおそれが高い物質を毒物又は劇物に指定し、保健衛生上の見地から必要な規制を行うことを目的としています。

具体的には、[毒物劇物営業者の登録制度](#)、[容器等への表示](#)、[販売\(譲渡\)の際の手続](#)、[盗難・紛失・漏洩等防止の対策](#)、[運搬・廃棄時の基準](#)等を定めており、毒物劇物の不適切な流通や漏洩等が起きないように規制を行っています。

[> よくあるご質問](#)

規制の概要・法令・通知

毒物及び劇物取締法に基づく規制の概要や法令・通知を掲載しています。

- [毒物及び劇物取締法の規制の概要](#)
- [毒物及び劇物取締法に関する通知等](#)
- [厚生労働省法令等データベースサービス](#)
- [毒物及び劇物取締法英文](#)

毒物劇物に関する事故情報

毒物劇物の盗難・紛失・漏洩等の事故事例です。

毒物または劇物の盗難・紛失事故詳報

令和5年度	令和4年度	令和3年度	令和2年度
令和元年度	平成30年度	平成29年度	平成28年度
平成27年度	平成26年度	平成25年度	平成24年度
平成23年度	平成22年度	平成21年度	平成20年度
平成19年度	平成18年度	平成17年度	平成16年度
平成15年度	平成14年度	平成13年度	平成12年度
平成11年度			

令和5年度毒物又は劇物の流出・漏洩事故情報

整理番号	発生日月	発生都道府県	毒物又は劇物の別	毒物又は劇物の名称	事件の概要	事件発生事業所等の登録等の状況	事件の原因(推定含む)	被害状況
1	2023/4/15	岡山県	毒物	シアン化水素 (濃度不明)	・漏出した量:ー ・発生場所:事業所内 ・発生状況:ガスケットの経年劣化により、フランジ部に隙間が生じ、漏洩した。	製造業	重合防止配管のドレン弁上流フランジ部ガスケットの経年劣化により、フランジ部に隙間が生じたため、漏洩した。	・被害者:なし ・物損等:フランジガスケット1枚
2	2023/4/18	茨城県	毒物 劇物	①混酸A 弗化水素(毒物)3% 硝酸(劇物)17% 硫酸(劇物)66% ②混酸B 弗化水素(毒物)3% 硝酸(劇物)20% 硫酸(劇物)65%	薬液保管庫の外壁コンクリート下部に腐食箇所があることを発見したことから保管庫内を確認したところ、2つの製品から混酸の漏洩の形跡が見られた。当該製品は容器から漏洩したのち保管庫外に流出し、地下に浸透した。 なお、2つの製品はともに開封済みであったため、それぞれの流出量については把握できない。(最大で合計450kg)	業務上取扱者 (届出不要)	当該製品は保証期限が設けられていたが、2つの製品ともにメーカーの保証期限を大幅に超過したものであった。経年劣化により容器が腐食し、内容物が漏洩したものと推測された。	健康被害なし。 地下浸透した地点での地下水汚染あり。周辺環境への影響はなし。
3	2023/4/26	新潟県	劇物	過酸化水素 (35%)	過酸化水素35%20kg(ポリ容器)を積載したトラックの荷台で走行中に荷崩れを起こしたことに気づかず、ウイングを開け、事業所構内のトラックスケール上に3個落下。そのうち1個が破損し流出。	販売業(一般) 業務上取扱者 (大量運送)	作業者の不注意のため(急ハンドル、急ブレーキ、急発進等)。	特になし
4	2023/4/27	愛知県	劇物	硝酸(62~67.5%)	硝酸タンクからめっき槽に送液するホースが破損し、硝酸約20Lが作業場の床に漏出したため、それら液体をウエスに吸収の上、産業廃棄物処理用のドラム缶の中に入れ、密閉した。当該ドラム缶から黄色の煙が発生しているのを従業員が確認し、異臭も認められたため、周辺従業員を避難させ、消防に通報した。健康被害なし。	販売業(一般) 業務上取扱者 (届出不要)	漏洩した劇物が不適切な方法で廃棄されたため。	健康被害なし

毒物または劇物の流出・漏洩事故詳報

令和5年度	令和4年度	令和3年度	令和2年度
令和元年度	平成30年度	平成29年度	平成28年度
平成27年度	平成26年度	平成25年度	平成24年度
平成23年度	平成22年度	平成21年度	平成20年度
平成19年度	平成18年度	平成17年度	平成16年度
平成15年度	平成14年度	平成13年度	平成12年度
平成11年度			

<平成11年度から平成13年度>盗難・紛失事故、流出・漏洩事故の集計結果

令和5年度毒物又は劇物の流出・漏洩事故情報

整理番号	発生年月日	発生都道府県	毒物又は劇物の別	毒物又は劇物の名称	事件の概要	事件発生事業所等の登録等の状況	事件の原因(推定含む)	被害状況
1	2023/4/15	岡山県	毒物	シアン化水素(濃度不明)	・漏出した量:ー ・発生場所:事業所内 ・発生状況:ガスケットの経年劣化により、フランジ部に隙間が生じ、漏洩した。	製造業	重合防止配管のドレン弁上流フランジ部ガスケットの経年劣化により、フランジ部に隙間が生じたため、漏洩した。	・被害者:なし ・物損等:フランジガスケット1枚
2	2023/4/18	茨城県	毒物 劇物	①混酸A 弗化水素(毒物)3% 硝酸(劇物)17% 硫酸(劇物)66% ②混酸B 弗化水素(毒物)3% 硝酸(劇物)20% 硫酸(劇物)65%	薬液保管庫の外壁コンクリート下部に腐食箇所があることを発見したことから保管庫内を確認したところ、2つの製品から混酸の漏洩の形跡が見られた。当該製品は容器から漏洩したのち保管庫外に流出し、地下に浸透した。 なお、2つの製品はともに開封済みであったため、それぞれの流出量については把握できない。(最大で合計450kg)	業務上取扱者 (届出不要)	当該製品は保証期限が設けられていたが、2つの製品ともにメーカーの保証期限を大幅に超過したものであった。経年劣化により容器が腐食し、内容物が漏洩したものと推測された。	健康被害なし。 地下浸透した地点での地下水汚染あり。周辺環境への影響はなし。
3	2023/4/26	新潟県	劇物	過酸化水素(35%)	過酸化水素35%20kg(ポリ容器)を積載したトラックの荷台で走行中に荷崩れを起こしたことに気づかず、ウイングを開け、事業所構内のトラックスケール上に3個落下。そのうち1個が破損し流出。	販売業(一般) 業務上取扱者 (大量運送)	作業者の不注意のため(急ハンドル、急ブレーキ、急発進等)。	特になし
4	2023/4/27	愛知県	劇物	硝酸(62~67.5%)	硝酸タンクからめっき槽に送液するホースが破損し、硝酸約20Lが作業場の床に漏出したため、それら液体をウエスに吸収の上、産業廃棄物処理用のドラム缶の中に入れ、密閉した。当該ドラム缶から黄色の煙が発生しているのを従業員が確認し、異臭も認められたため、周辺従業員を避難させ、消防に通報した。健康被害なし。	販売業(一般) 業務上取扱者 (届出不要)	漏洩した劇物が不適切な方法で廃棄されたため。	健康被害なし

規定モデル・パンフレット等

事業所における毒物劇物の管理体制について、毒物劇物取扱責任者が作成することとされている危害防止規定のモデルや、毒物劇物の保管管理に関する情報、パンフレットを掲載しています。

- 毒物劇物危害防止規定モデル(平成18年度及び19年度厚生労働科学研究費補助金「毒物劇物の事例解析に基づく安全管理創生に関する研究」の成果物)

危害防止規定モデル(製造業)について

[危害防止規定モデル\(製造業\)](#) [チェックリスト\(製造業\)](#)

危害防止規定モデル(販売業、輸送業)について

[危害防止規定モデル\(販売業\)](#) [チェックリスト\(販売業\)](#)

[危害防止規定モデル\(輸送業\)](#) [チェックリスト\(輸送業\)](#)

- [毒物劇物の適切な保管管理について](#)
- [毒劇物盗難等防止マニュアル](#)
- [毒劇物盗難等防止ガイド](#)

まとめ

- 鍵のかかる専用の保管庫に保管し、「医薬用外毒物」又は「医薬用外劇物」の表示を行う。
- 定期的に在庫量を把握する。
- 危害防止規定を整備・遵守する。
- 交付制限，譲渡手続を遵守する。
- 安全データシート(SDS)を管理し，性質や応急措置等について把握する。
- 事故、盗難、紛失時には関係機関に連絡する。

名称	〒	所在地	電話番号	FAX番号
仙南保健所	989-1243	柴田郡大河原町字南129-1	0224-53-3119	0224-53-3131
塩釜保健所	985-0003	塩釜市北浜4-8-15	022-363-5505	022-362-6161
塩釜保健所岩沼支所	989-2432	岩沼市中央3-1-18	0223-22-6294	0223-24-3525
塩釜保健所黒川支所	981-3304	富谷市ひより台2-42-2	022-358-1111	022-358-1110
大崎保健所	989-6117	大崎市古川旭4-1-1	0229-87-8001	0229-22-9449
大崎保健所栗原支所	987-2251	栗原市築館藤木5-1	0228-22-2115	0228-22-7019
石巻保健所登米支所	987-0511	登米市迫町佐沼字西佐沼150-5	0220-22-6120	0220-22-6175
石巻保健所	986-0850	石巻市あゆみ野5-7	0225-95-1475	0225-94-8982
気仙沼保健所	988-0066	気仙沼市東新城3-3-3	0226-22-6615	0226-24-4901
薬務課	980-8570	仙台市青葉区本町3-8-1	022-211-2652	022-211-2490